

「紫雲寺郵便局（旧集配センター）の郵便区調整に関する具体的実施計画
ならびに具体的要員措置計画に対する意見表明」に対する回答

(JP労組)

要 求	回 答
<p>【総論】</p> <p>1 新発田郵便局へ紫雲寺郵便局（旧集配センター）の郵便区調整するに至った根拠を示すこと。また、その効果を明らかにすること。</p> <p>2 別に説明としている「郵便機械等の配備計画」、「車両の移動」について、早期に示すこと。</p> <p>【業務】</p> <p>3 施策実施日が連休明け直後となることから、十分な体制を整えたうえで実施すること。特に直前直後の業務運行に万全を期すとともに、特定の個人に超勤が偏ることがないよう勤務時間管理を徹底すること。</p> <p>4 紫雲寺郵便局にある、局前ポストの1号開函の考え方を明らかにすること。</p>	<p>1 郵便局調整を実施する根拠は以下のとおりです。 紫雲寺旧集配センターの要員が不足しており、廃休や超勤対応、新発田郵便局からの兼務応援により業務運行を確保している状況です。 また、その他の根拠として、紫雲寺旧集配センターと新発田郵便局間の距離は、8.2kmと比較的近いこと及び新発田郵便局の設備に、作業スペースを確保できることから、総合的に判断し、郵便区調整を実施することとしました。 郵便区調整の実施による効果として、当日の物数に応じた業務の応受援が容易になるとともに、旧集配センターの内務業務を担当している社員を、外務作業に配置することで、廃休や超勤対応の減少を見込んでいます。</p> <p>2 移設スケジュールは、確定次第、速やかに説明します。 なお、現在使用している携帯端末機等は引き続き使用します。</p> <p>3 スムーズに移行できるよう事前準備を関係局と連絡を密に行いながら実施し、支社社員が訪問等により、事前準備の進捗状況や実施日以降の業務運行状況を、確認します。 また、連休前後の業務に支障ないよう万全を期すとともに、属人的な業務の偏り等発生しないよう体制の構築と日々の勤務時間管理を行います。</p> <p>4 紫雲寺郵便局の局前ポスト開函時間は、統合に伴い見直す予定です。 事前に実態を調査し、決定次第、改め</p>

要 求	回 答
<p>5 統合後の新発田郵便局における班および集配区のあり方について明らかにすること。</p> <p>6 紫雲寺郵便局が併設局でなくなることから、郵便窓口との授受時刻および紫雲寺郵便局前ポストの開函回数や時刻について早期に明らかにすること。 また、お客さまへの周知方法についても明らかにすること。</p> <p>7 紫雲寺エリアの休憩所や前送施設についての考え方を明らかにすること。</p>	<p>て情報提供します。</p> <p>5 新発田郵便局へ統合後は、紫雲寺旧集配センターの通集配区4区、混合1区、速配委託区を集配営業部4班に入れ、業務を行います。 また、配達順路は、現地と調整の上、見直すべき箇所を検討し、効率的な配達順路を設定するよう指導します。</p> <p>6 紫雲寺郵便局窓口との郵便授受回数は、1日2回。局前ポストの開函は1日3回行う予定です。 授受及び局前ポスト開函時刻は、両局間で打合せの上、決定しますので、改めて情報提供します。 近隣及び利用されるお客さまへの周知は、ポストへのお知らせ掲出等により行います。</p> <p>7 紫雲寺旧集配センター区内を配達する社員の休憩場所及び前送施設・荷物の一時保管場所として、紫雲寺郵便局を使用します。</p>
<p>【施設】</p> <p>8 統合により、社員数が増えるため、社員駐車場・更衣室・ロッカー・雨具置き場・乾燥室等を確保すること。</p> <p>9 現在、紫雲寺郵便局（旧集配センター）で契約している保守店（四輪・二輪の点検・修理）の扱いについて考え方を示すこと。</p>	<p>8 新発田郵便局の設備で更衣室・ロッカー・雨具置き場・乾燥室の対応が可能です。 また、社員駐車場は、現在新発田郵便局局社員が利用している社員駐車場の駐車スペースを使用できます。 なお、駐車場利用にあたっては、新発田郵便局で定めるルールに基づき借入することになります。</p> <p>9 現在、契約している紫雲寺旧集配センター区内の保守店に引き続き車両の点検・修理を依頼する予定です。保守店には丁寧に説明します。</p>

要 求	回 答
<p>10 統合後の紫雲寺郵便局の空きスペースについて、有効活用の方法を検討し、早期に示すこと。</p>	<p>10 紫雲寺郵便局の空きスペースは、紫雲寺旧集配センター区内を配達する社員の休憩場所及び前送施設・荷物の一時保管場所として使用します。</p>
<p>【要員・労働力】</p>	
<p>11 本施策に伴う安易な雇用調整は行わないこと。また、やむを得ず雇用終了となる期間雇用社員が出る場合は、業務に支障をきたさないよう、早期に要員を確保すること。</p>	<p>11 本施策の実施により、安易な雇用調整は行いません。 本人の希望により雇用を終了する期間雇用社員が生じる場合は、業務運行に支障を来すことがないように、新規期間雇用社員の確保に努めます。</p>
<p>【その他】</p>	
<p>12 新潟県内で新型コロナウイルス感染症が再拡大していることから、実施日前後の状況を注視するとともに、万が一を想定し、コンチプランを策定すること。</p>	<p>12 当該地域及び関係局の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を注視するとともに平素から感染防止対策を実施します。 また、関係局において感染者が発生した場合は健康管理を優先し、状況に応じて本施策の実施を延期します。 なお、実施後に感染者が発生した場合は、近隣局等の応援体制により業務を行います。</p>
<p>13 本施策の実施計画および要員配置計画について、対象社員へ丁寧に説明し理解・浸透をはかること。</p>	<p>13 本施策の実施計画及び要員措置計画に関して、関係社員全員が理解できるよう丁寧に説明します。</p>
<p>14 支部段階において意思疎通の時間を十分確保し、課題解決に向け丁寧な対応をはかること。</p>	<p>14 地方交渉終了後の支部労使委員会の窓口においては、郵便区調整による業務運行が円滑に行われるよう、十分な意思疎通を行い、課題等がある場合にはその解決に向け、丁寧に真摯に対応するよう会社側交渉委員に指導します。</p>

